

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

条 例  
○福島県税条例等の一部を改正する条例

規 則  
○福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第三十九号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「によつて」を「により」に改める。

第二十六条の三第二項中「都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として法第三十七条の二第二項各号列記以外の部分に規定する総務大臣が定める基準」を「法第三十七条の二第二項第一号、第四号及び第五号に掲げる基準」に改め、「当該基準及び」を削る。

第三十九条の十六第一項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「第十項」を「第十四項」に改める。

第五十八条の二十五第一項各号列記以外の部分中「において」を「には」に改め、同条第五項中「とき又は」を「とき、又は」に改める。

附則第六条第一項中「令和六年度」を「令和九年度」に改める。  
附則第八条第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第九条第一項、第四項から第七項までの規定及び第十一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二第二項中「附則第九条の四第一項、第四項若しくは第六項」を「附則第九条の四第二項若しくは第四項」に改める。

附則第九条の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第九条の四第四項」を「附則第九条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第九条の四第六項」を「附則第九条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第九条の五第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第十条の二の九第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は法第四百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊（第六項において「オーストラリア軍隊」という。）を加え、同条第六項中「前二項」を「前三項」に、「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第五十八条の二第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

附則第十条の三の四第二項を削る。

附則第十条の三の五第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（施行規則附則第四条の十一第一項 項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第一項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で施行規則附則第四条の十一第一項に規定するもの（第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するものうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第一項 項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

項に規定するものに限る。）

で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月二十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の三の第五項を削り、同条第六項中「（施行規則附則第四条の十一第十八項に規定する被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 乗用車（施行規則附則第四条の十一第 項に規定するものに限る。）は、バス（施行規則附則第四条の十一第 項に規定するものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するものうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（施行規則附則第四条の十一第 項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第六十三条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十条の四第一項各号列記以外の部分中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び」を「除く。」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号）」に、「同項第二号」を「同条第一項第二号」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号）」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項各号列記以外の部分中「家用の乗用車及び」及び「当該自動車」が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第六十四条第一項第一号ア(1)に規定する排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第 項に規定するもの」に、「又は平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第九条の二第三項に規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「第六十四条第一項第一号ア(1)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号ア(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「第六十四条第一項第一号ア(2)」を「同条第一項第一号ア(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「第六十四条第一項第二号ア(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同条第一項第一号ア(1)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「第六十四条第一項第一号ア(2)」を「同条第一項第一号ア(2)」に、「令和二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）」に改め、同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」を「第六十四条第一項第二号ア(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に改め、同項第六号中「平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）」に、「平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号ア	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百円	四千円
	一万七千九百円	四千五百円
	二万五百円	五千五百円
	二万三千六百円	六千円
	二万七千二百円	七千円
	四万七百元	一万五百円
第一項第一号イ	二万五千元	六千五百円

第一項第二号イ		第一項第二号ア																	
一万千五百円	八千円	四千七百元	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円
三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	一万二千円	一万九千円	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万円	九千円	八千円

第一項第三号ア(2)		第一項第三号ア(1)						第一項第二号ウ(2)			第一項第二号ウ(1)							
二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	一万六百元	一万二百円	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円
七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円	三千円	五千五百円	三千円	四千円	二千円	千六百元	一万五百円	九千円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千円

第一項第三号イ	三万二千元	八千元
	三万八千元	九千五百円
	四万四千元	一万円
	五万五百円	一万三千元
	五万七千元	一万四千五百円
	六万四千元	一万六千元
	三万三千元	八千五百円
	四万千元	一万五百円
	四万九千元	一万二千五百円
	五万七千元	一万四千五百円
第一項第四号	六万五千五百円	一万六千五百円
	七万四千元	一万八千五百円
	八万三千元	二万円
	四万五百円	千五百円
第二項第一号	六千元	千五百円
	三千七百元	千円
	四千七百元	千二百円
第二項第二号	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
第一項第三号イ	六千三百円	千六百円
	六千三百円	千六百円

附則第十条の四第五項を同条第二項とし、同条第六項各号列記以外の部分中「第七十一条の十第一項」を「第七十一条の十第一項第一号及び第四号ア」に改め、「当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第三項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項に次の表を加える。

第一号ア	七千五百円	四千元
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千元
	一万三千八百円	七千元
	一万五千七百元	八千元
	一万七千九百元	九千元
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号ア	四千五百円	一千五百円
	四千五百円	一千五百円

附則第十条の四第六項を同条第三項とする。  
 附則第十条の四の四第一項中「第三項、第五項又は第六項」を「又は第三項」に、「から第六項まで」を「又は第三項」に改める。  
 附則第十四条第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。  
 附則第十六条第一項及び第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

**第二条** 福島県税条例等の一部を改正する条例（令和四年条例第三十五号）の一部を次のように改正する。  
 附則第五条第三項中「令和三年四月一日」の下に「から令和五年三月三十一日まで」を、「施行の日」の下に「から令和七年三月三十一日まで」を加える。

**附 則**

**（施行期日）**

**第一条** この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、福島県税条例第五十八条の二十五及び同条例附則第十条の九の改正規定並びに附則第四条の規定は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日から施行する。

**（事業税に関する経過措置）**

**第二条** 改正後の福島県税条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

**（不動産取得税に関する経過措置）**

**第三条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

**（軽油引取税に関する経過措置）**

**第四条** 新条例附則第十条の二の九第一項（第二号に係る部分に限る。）、第六項及び第七項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後の軽油の引取り及び譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、同日前の軽油の引取り及び譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

**（自動車税に関する経過措置）**

**第五条** 新条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十条の四の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（税 務 課）

**規 則**

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

福島県規則第三十四号

福島県知事 内 堀 雅 雄

**福島県税条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「自動車税の種別割」を「徴収金」に改め、「納付」の下に「又は納入」を加え、同条第五項中「自動車税の種別割の納付」を「徴収金の納付又は納入」に、「自動車税の種別割を」を「徴収金を」に改め、同条第六項中「自動車税の種別割」を「徴収金」に改める。

第五号の二様式その四を次のように改める。

その1(自動車税種別割・電算文字記載処理用)

(表)

<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納付済通知書 ㊦</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>共通納税機関コード</td> <td>案件特定キー</td> <td>確認番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td>登録番号</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>領収日付印</td> <td>様</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">eL QR</p>	口座番号	加入者名	合計	円	共通納税機関コード	案件特定キー	確認番号	円	納期限	年 月 日	登録番号	円	延滞金	合計	円	納税者	領収日付印	様	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">納付書 ㊦</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>口座登録番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納税者</p> <p>登録番号</p> <p>納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>領収日付印</p> <p>取得金額機械割控又はコンピュータ印刷控</p>	加入者名	円	口座登録番号	円	税額	円	延滞金	円	合計	円	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納税通知書兼領収証書 ㊦</p> <p style="text-align: center;">(お問い合せ番号)</p> <p style="text-align: center;">(納税者)</p> <p style="text-align: center;">(住所)</p> <p style="text-align: center;">(氏名)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 切り取らないでお出しください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 切り取らないでお出しください。</p> <p>(AL番号)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>クイック</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納期限</p> <p>年 月 日</p> <p>上記のとおり納めてください。</p> <p>年 月 日 福島県 地方税課長 印</p> <p>左記の金額を領収しました。</p> <p>領収日付印</p> <p>納税者控</p> <p>収入印紙不貼</p>	登録番号	円	クイック	円	税額	円	延滞金	円	合計	円
口座番号	加入者名	合計	円																																					
共通納税機関コード	案件特定キー	確認番号	円																																					
納期限	年 月 日	登録番号	円																																					
延滞金	合計	円																																						
納税者	領収日付印	様																																						
加入者名	円																																							
口座登録番号	円																																							
税額	円																																							
延滞金	円																																							
合計	円																																							
登録番号	円																																							
クイック	円																																							
税額	円																																							
延滞金	円																																							
合計	円																																							

	<p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の課税について</b></p> <p>1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。</p> <p>2 この処分に関する事項に審査請求をすることができず(なお、その期間内であっても、この処分の日翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなりますが)。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について22の審査請求に対する裁決を待たなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりますが)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を待たずに処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して30日を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を待たないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の延滞金について</b></p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該年の租税特別措置法第9条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した場合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年1.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。2で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額は1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額は100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
--	--

(43)

第五号の二様式その四の三からその四の五までを次のように改める。



その1の3(自動車税種別割(一括納付)・電算文字課取処理用)

(表)

<b>福島県 自動車税種別割</b>		<b>年度 納付済通知書</b> ㉞	
口座番号	加入者名	合計	円
共通納税コード	条件特定キー	確認番号	料金額
納期限	年 月 日	整理番号	円
延滞金		合計	円
納税者		額	円
QR		収日付印	指定金融機関から県へ送付

  

<b>福島県 自動車税種別割</b>		<b>納付書</b> ㉞		年度
加入者名	口座番号	税額	延滞金	円
納税者		合計	円	円
QR番号:		整理番号	納期限	年 月 日
額		収日付印	取扱金融機関控	

  

<b>福島県 自動車税種別割</b>		<b>年度 納税通知書兼領収証書</b> ㉞		年度 納税通知書兼領収証書 (お問い、合わせ番号)
(納税者) (住所)	(氏名)	(d,番号)	(d,番号)	(d,番号)
総台数	内訳書のとおり	税額	延滞金	合計
円	円	円	円	円
納期限	年 月 日	上記のとおり納めてください。		
年 月 日	福島県 地方振興局長	交付振興局長		
額		左記の金額を領収しました。		
収日付印	納税者控			
収入印紙不要				

	<p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の課税について</b></p> <p>1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。</p> <p>2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の延滞金について</b></p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第59条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年1.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合として、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合とします。）で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額は100円未満の端数があるときは、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>	
--	--	--

(裏)

その1の4(自動車税種別別)・再発付用)

(表)

<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別別</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納付済通知書 ㉞</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>共通納税機関コード</td> <td>案件特定キー</td> <td>確認番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年月日</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>様</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">指定金融機関から県へ送付又はコンビニ本部控</p>	口座番号	加入者名	合計	円	共通納税機関コード	案件特定キー	確認番号		納期限	年月日	登録番号		延滞金	合計	円	納税者	様		<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別別</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納付書 ㉞</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座記号番号</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>様</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>試験年度</td> <td>年度分</td> <td>額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>年月日</td> <td>納</td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">取得金融機関又はコンビニ店舗控</p>	加入者名	口座記号番号	税額	円	延滞金	合計	円		納税者	様			試験年度	年度分	額	円	登録番号	年月日	納		<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別別</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納税通知書兼領収証書 ㉞</p> <p style="text-align: center;">(納税者) (住所) (氏名)</p> <p style="text-align: center;">(お問い合わせ番号)</p> <p style="text-align: center;">年度 納税通知書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>タイア</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>試験年度</td> <td>年度分</td> <td>額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年月日</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記のとおり納めてください。</p> <p style="text-align: center;">福島県 地方振興局長 印</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前回までの税額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>今回変更する税額</td> <td>②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後の税額</td> <td>①-②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>④</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>今回納付すべき税額</td> <td>③-④</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>今回納付済税額</td> <td>⑤</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">左記の金額を領収しました。</p> <p style="text-align: right;">納税者控</p>	登録番号	タイア	税額	円	延滞金	合計	円		試験年度	年度分	額	円	納期限	年月日			前回までの税額	①	円	今回変更する税額	②	円	変更後の税額	①-②	円	延滞金	④	円	今回納付すべき税額	③-④	円	今回納付済税額	⑤	円
口座番号	加入者名	合計	円																																																																							
共通納税機関コード	案件特定キー	確認番号																																																																								
納期限	年月日	登録番号																																																																								
延滞金	合計	円																																																																								
納税者	様																																																																									
加入者名	口座記号番号	税額	円																																																																							
延滞金	合計	円																																																																								
納税者	様																																																																									
試験年度	年度分	額	円																																																																							
登録番号	年月日	納																																																																								
登録番号	タイア	税額	円																																																																							
延滞金	合計	円																																																																								
試験年度	年度分	額	円																																																																							
納期限	年月日																																																																									
前回までの税額	①	円																																																																								
今回変更する税額	②	円																																																																								
変更後の税額	①-②	円																																																																								
延滞金	④	円																																																																								
今回納付すべき税額	③-④	円																																																																								
今回納付済税額	⑤	円																																																																								

切取の取分は、お出しください。

収入印紙不要

	<p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の課税について</b></p> <p>1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。</p> <p>2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができません。その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができません。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を靠ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を靠ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の延滞金について</b></p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に及び、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合であつてはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>
--	---

(第)

(表)

<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納付済通知書 ㊦</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>共通納税コード</td> <td>案件特定キー</td> <td>確認番号</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納付期限</td> <td>年 月 日</td> <td>登録番号</td> <td>円</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>領収日付印</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">指定金融機関から県へ送付又はコンビニエンスストア</p>	口座番号	加入者名	合計	円	共通納税コード	案件特定キー	確認番号	円	納付期限	年 月 日	登録番号	円	延滞金	合計	円	納税者	領収日付印	円	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">納付書 ㊧</p> <p style="text-align: center;">年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>税額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>口座登録番号</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>納税者: _____ 様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>試験年度</td> <td>年度分</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p style="font-size: small;">取扱金融機関又はコンビニエンスストア</p>	加入者名	税額	円	口座登録番号	延滞金	円	納税者	合計	円	試験年度	年度分	登録番号	納期限	年 月 日	年 月 日	<p style="text-align: center;"><b>福島県 自動車税種別割</b></p> <p style="text-align: center;">年度 納税通知書兼領収証書 ㊨</p> <p style="text-align: center;">(納税者) (住所) (氏名)</p> <p style="text-align: center;">(お問い合わせ番号)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>登録番号</td> <td>延滞金</td> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>試験年度</td> <td>年度分</td> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <p>上記のとおり納めてください。 年 月 日 福島県 地方振興局長 印</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>前回までの税額</td> <td>①</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>今回変更する税額</td> <td>②</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>変更後の税額</td> <td>①-②③</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>内 延滞金</td> <td>④</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>今回納付すべき税額</td> <td>③-④⑤</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>左記の金額を領収しました。</p> <p>納税者控</p> <p style="font-size: small;">収入印紙不要</p>	登録番号	延滞金	合計	円	試験年度	年度分	納期限	年 月 日	前回までの税額	①	円	今回変更する税額	②	円	変更後の税額	①-②③	円	内 延滞金	④	円	今回納付すべき税額	③-④⑤	円
口座番号	加入者名	合計	円																																																							
共通納税コード	案件特定キー	確認番号	円																																																							
納付期限	年 月 日	登録番号	円																																																							
延滞金	合計	円																																																								
納税者	領収日付印	円																																																								
加入者名	税額	円																																																								
口座登録番号	延滞金	円																																																								
納税者	合計	円																																																								
試験年度	年度分																																																									
登録番号	納期限																																																									
年 月 日	年 月 日																																																									
登録番号	延滞金	合計	円																																																							
試験年度	年度分	納期限	年 月 日																																																							
前回までの税額	①	円																																																								
今回変更する税額	②	円																																																								
変更後の税額	①-②③	円																																																								
内 延滞金	④	円																																																								
今回納付すべき税額	③-④⑤	円																																																								

	<p><b>自動車税種別割の課税について</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。</li> <li>2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができません。その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。</li> <li>3 処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を踏まえてなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を踏まえて処分の取消しの訴えを提起することができます。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき</li> <li>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき</li> <li>(3) その他裁決を踏まないことにつき正当な理由があるとき</li> </ol> <p><b>自動車税種別割の延滞金について</b></p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年14.6パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特別基礎割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特別基礎割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特別基礎割合に年14.6パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。</li> <li>(2) (1)の場合において、税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</li> <li>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</li> </ol>		
--	---	--	--

(集)

第六号様式その四を次のように改める。

---

---

その 4 (自動車税種別別用)

(家)

**福島県 自動車税種別別用**

年度 納付済 通知書 ㊦

口座番号	加入者名	合計	円
共通納税 機関コード	登録特定 キー	確認 番号	円
納期限	年月日	登録 番号	円

延滞金	円
合計	円

額	円
収	円
日	円
付	円
印	円

納税者様

**福島県 自動車税種別別用**

納付書 ㊦

加入者名	納税者
口座記号番号	登録番号
本税	延滞金
合計	合計

納税者様

額 円  
収 円  
日 円  
付 円  
印 円

**福島県 自動車税種別別用**

年度 税額変更通知書兼領収証書 ㊦

(納税者)  
(住所)  
(氏名)

(お問い合わせ番号)

(氏名)

様

額 円  
収 円  
日 円  
付 円  
印 円

取り戻し  
 取り戻さない

お出しください。

登録番号	円
タイプ	円
本税	円
延滞金	円
合計	円

納期限 年 月 日

額 円  
収 円  
日 円  
付 円  
印 円

額 円  
収 円  
日 円  
付 円  
印 円

左記の金額を領収しました。

前回までの税額	①	円
今回変更する税額	②	円
税の変更後の税額	①-②	円
内訳	④	円
今回納付すべき税額(③-④)⑤	⑤	円

納税者様

税額変更の理由及び発生日 年 月 日

日付で通知しましたので、未納になっております。自動車税種別別用を上記のとおり変更し、未納になっております。自動車税種別別用はこの通知書により改めてください。

年 月 日 福島県 地方振興局長 印

額 円  
収 円  
日 円  
付 円  
印 円

取扱金融機関又はコンビニ店舗

取扱金融機関又はコンビニ店舗

納税者様



	<p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の課税について</b></p> <p>1 自動車税種別割は、地方税法第146条及び福島県条例第59条の規定により、自動車の所有者に課税されます。</p> <p>2 この処分不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができず（なお、その期間内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p style="text-align: center;"><b>自動車税種別割の延滞金について</b></p> <p>納期限までに税金を納付しないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。</p> <p>(1) 延滞金額は、税額について年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。</p> <p>(2) (1)の場合において、税額は1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p> <p>(3) (1)及び(2)により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。</p>		
--	---	--	--

(英)

第十三号様式を次のように改める。

## 第13号様式(第18条関係)

第 号 納 期 限 変 更 告 知 書				
年 月 日				
(納 税 者) (特別徴収義務者) 様				
福島県 地方振興局長 印				
<p>あなたが納めるべき県税の納期限を下記のとおり変更しました。</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				
整理番号 (自動車の 登録番号)	年 度	期 別	税 目	税 額
			税	円
当 初 の 納 期 限			年 月 日	
変 更 後 の 納 期 限			年 月 日	
変 更 の 事 由				
摘 要				

第二十号様式を次のように改める。

## 第20号様式(第35条関係)

第 号	保 全 差 押 金 額 通 知 書			
	年	月	日	
(納税義務者) 様				
福島県 地方振興局長 印				
<p>地方税法第16条の4第1項の規定により、下記のとおり保全差押金額を決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。</p> <p>下記の金額に相当する担保として同法第16条第1項各号に掲げるもの又は金銭を提供されないときは、あなたの財産について滞納処分をすることになります。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				
整理番号	年 度	期 別	税 目	金 額
				円
処分理由				

第二十二号様式との間に「(指定納付受託者)」や「(機構指定納付受託者)」及び「地方自治法第231条の2の3第1項」や「地方税法第747条の7」及び「知事が指定する指定納付受託者」や「同法第747条の8に規定する機構指定納付受託者」のほか、同様の次に次の様式を加える。

その2の3(一括納付・減免に係る自動車税種別割納税証明書)

<p>自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p>		
登録番号		
車台番号		
本書の有効期限		
年            月            日		
<p>この証明書は、本書の有効期限までに 自動車の継続検査・構造等変更検査(車検) を受けるときに必要な場合がありますので、 自動車検査証(車検証)と一緒に大切に 保管しておいてください。 なお、登録番号欄に***印があるものは 使用できません。</p>		
福島県		<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">印</div>

第二十二号の三様式を次のように改める。



第22号の3様式(第38条の2関係)

<p>自動車税種別割納税証明書 (継続検査・構造等変更検査用)</p>			
登録番号			
車台番号			
本書の有効期限			
年            月            日			
<p>この証明書は領収日付印が 年    月    日 までのものに限り使用できます。</p> <p>なお、次の場合には使用できません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>1 登録番号欄に***印がある場合</li><li>2 金融機関等の領収印がない場合</li></ul>			
福島県	<table border="1" style="border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">領 収 日 付 印</td><td style="width: 90%;"></td></tr></table>	領 収 日 付 印	
領 収 日 付 印			

第二十二号の四様式その三を次のように改める。

福島県 自動車税種別別用

年度 督促 状 兼 領 取 証 書 ㉞

(お買い合わせ番号)

<p>福島県 自動車税種別別用</p> <p>年度 領 取 済 通 知 書 ㉟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">口 座</td> <td style="width: 20%;">加入</td> <td style="width: 20%;">合計</td> <td style="width: 20%;">確認</td> <td style="width: 20%;">郵- 料- 金</td> </tr> <tr> <td>共通納税 機関コード</td> <td>案件特定 キー</td> <td>番号</td> <td>番号</td> <td>番号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">円</p> <p>納 期 限    年 月 日            登 録 番 号</p> <p style="text-align: right;">▼    ▼    ▼</p>	口 座	加入	合計	確認	郵- 料- 金	共通納税 機関コード	案件特定 キー	番号	番号	番号	<p>福島県 自動車税種別別用</p> <p>年度</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>納 付 書 ㊸</td> <td>加入者名</td> <td>口座記号番号</td> <td>本 税</td> <td>延 滞 金</td> <td>合 計</td> </tr> <tr> <td>納税者</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>el 番号: _____ 様</p> <p><input checked="checked" type="checkbox"/> 切り取り範囲を指定し、後述の「領収日付」欄に記載の金額を領収し、この通知書と一緒に提出してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>賦課年度</td> <td>年度</td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期 限</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>領 取 日 付</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">取扱金融機関別控又はコンビニ店舗控</p>	納 付 書 ㊸	加入者名	口座記号番号	本 税	延 滞 金	合 計	納税者			円	円	円	賦課年度	年度	登録番号		納期 限	年 月 日	領 取 日 付	年 月 日	印	
口 座	加入	合計	確認	郵- 料- 金																													
共通納税 機関コード	案件特定 キー	番号	番号	番号																													
納 付 書 ㊸	加入者名	口座記号番号	本 税	延 滞 金	合 計																												
納税者			円	円	円																												
賦課年度	年度																																
登録番号																																	
納期 限	年 月 日																																
領 取 日 付	年 月 日																																
印																																	

福島県 自動車税種別別用

年度 督促 状 兼 領 取 証 書 ㉞

(納税者) (住所)

(氏名) \_\_\_\_\_ 様

(el 番号)

賦 課 年 度	年 度
登 録 番 号	
法 定 納 期 限	年 月 日
納 期 限	年 月 日
納期限から1月を経過した日から督促送付の日から10日を経過した日	年 月 日
本 税	円
延 滞 金	円
合 計	円

上記のとおり納めてください。

この督促状は、納期限までに完納されず、  
年 月 日までに納付の確認  
ができないことから、地方税法第177条の19第1  
項の規定により発付しました。同日前後に納付  
された方には、行き違いになることがありま  
す。なお、延滞金については、  
年 月 日  
までの計算となっております。

左記の金額を領収しました。

領 取 日 付	
印	

収入印紙 不要  
納税者控

(表)

--	--	--

(続)

1 この督促状を差付した日から起算して10日を経過した日までに完済されないときは、その翌日から滞納処分をされることとなります。

2 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることが出来ます(なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

3 処分の取消しの訴えは、この処分について2の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することが出来ます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であっても、差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)の翌日から起算して3か月を経過した日後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決をできないことにつき正当な理由があるとき。

第二十五号様式を次のように改める。

---

---

第25号様式(第42条関係)

その1(動産・有価証券用)

差 押 調 書											
											年 月 日
福島県 地方振興局											
福島県 徴税吏員											(印)
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処 分 費	
					..		円	地方税法に よる金額	円	円	
						..					
						..					
						..					
						..					
処 分 理 由											
差押財産の名称、数量、性質及び所在											
滞納処分のため捜索した場所又は物						捜索日時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
上記の差押(捜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。											年 月 日
立会人(滞納者との関係 )											
差押調書謄本を受領しました。なお、上記差押財産は通知のあるまで無償で保管します。											年 月 日
上記差押財産の保管を命じます。											年 月 日
福島県 徴税吏員											(印)
上記差押財産について ください。 年 月 日 申請者						上記差押財産の使用を許可 年 月 日 福島県 徴税吏員					(印)

その2(不動産等・特許権等国税徴収法第72条適用財産用)

第 号 差 押 調 書											
年 月 日 福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員											
下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整 理 号	年度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 処分費	
					..		円	地方税法に よる金額	円	円	
					..						
					..						
					..						
					..						
					..						
処分理由											
差押財産の名称、数量、性質及び所在											
摘 要											

その3(債権用)

差 押 調 書											
この差押債権の取立てその他の処分を禁じます。										年 月 日	
福島県 地方振興局						福島県 徴税吏員 ㊟					
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの債権を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定により、この調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整 理 番 号	年度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 納 費	納 費
					・ ・		円	地方税法に よる金額	円	円	
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
処分理由											
差表 押 債 権 の 示	債 務 者	住 (居) 所									
		氏 名									
	債 種 類					債 権 額	円				
履 行 期 限		年 月 日									
滞納処分のため搜索した 場所又は物						捜 査 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで				
<p>上記の差押(搜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">立会人(滞納者との関係 )</p>											
<p>差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>											



## その4(電話加入権等国税徴収法第73条適用財産用)

差 押 調 書											
様											
年 月 日 福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟											
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	整 理 号	年度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金 (地方税 法によ る金額)	加 算 金	滞 納 処 分 費	
					..		円	円	円	円	
						..					
処 分 理 由											
差 押 財 産 の 表 示											
<p>上記の差押(搜索)に立ち会い差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">立会人(滞納者との関係 )</p>											
<p>差押調書謄本を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>											

その5 (振替社債等国税徴収法第73条の2適用財産用)

差 押 調 書											
様											
年 月 日 福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 (印)											
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作成します。この差押振替社債等の取立てその他の処分又は振替若しくは抹消の申請を禁じます。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第73条に規定する電話加入権以外の無体財産権等である場合の同法第111条に規定する公売期日等後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。                      (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。                      (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状 発付後 10日経 過日	税 額	〔 延滞金 地方税法に よる金額 〕	加算金	滞 納 処分費	
					・ ・		円	円	円	円	
						・ ・					
						・ ・					
処 分 理 由											
種 類 及 び 額 又 は 数	差押振替社債等の										
摘 要											

第二十五号の二様式から第二十五号の四様式までを次のように改める。

---

---

第25号の2様式(第42条関係)

捜 索 調 書											
年 月 日 福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員											
下記の滞納県税に係る徴収金につき滞納処分のため、下記のとおり検索しましたので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作成します。											
滞納者	住 (居) 所										
	氏 名										
滞納金額	整 理 番 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金	滞 処 分	納 費	
					・ ・	円	地方税法による金額	円		円	
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
					・ ・						
捜索した場所											
検索日時	年 月 日				時 分から		時 分まで				
摘要											
上記の捜索に立ち会い捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人(滞納者との関係 )											
捜索調書謄本を受領しました。 年 月 日											

## 第25号の3様式(第42条関係)

監 守 保 存 処 分 調 書													
											年	月	日
											福島県 地方振興局		
											福島県 徴税吏員		㊟
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第70条第3項の規定により、下記のとおり財産の監守保存処分をします。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>													
滞納者	住 所												
	氏 名												
滞 納 金 額	整 理 番 号	年度	期別	税目	納期限	税額	延 滞 金	加算金	滞 処 分 納 費				
					・ ・	円	地方税法に よる金額	円	円				
					・ ・								
					・ ・								
					・ ・								
					・ ・								
					・ ・								
監守保存処分 財産の表示													
<p>上記の監守保存処分に立ち会い、監守保存処分調書謄本を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>立会人(滞納者との関係 )</p>													
<p>監守保存処分調書謄本を受領しました。なお、上記監守保存処分財産は、通知のあるまで無償で保管します。</p> <p>年 月 日</p>													
<p>上記監守保存処分財産の保管を命じます。</p> <p>年 月 日</p> <p>福島県 徴税吏員 ㊟</p>													
摘 要													

第25号の4様式(第42条関係)

差 押 財 産 搬 出 調 書					
福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員	年 月 日 ㊟				
<p>下記差押財産の保管を解除し、搬出します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					
滞 納 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住 (居) 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> </table>	住 (居) 所		氏 名	
住 (居) 所					
氏 名					
差 押 年 月 日	年 月 日				
差 押 財 産 の 名 称 、 数 量 、 性 質 及 び 所 在					
差押財産搬出調書謄本を受領しました。 年 月 日 立会人(保管者との関係 )					
差押財産搬出調書謄本を受領しました。 年 月 日 保管者					

第二十七号様式を次のように改める。

---

---

第27号様式(第12条関係)

差 押 動 産 等 保 管 簿

滞 納 者	住 (居) 所	差 押 年 月 日	差 押 解 除 日	差 押 整 理 簿 号	保 管 簿 番 号
	氏 名				

保 管 事 項						引 渡 事 項											
部 長	副 部 長	課 長	課 員	担 当 者	保 管 年 月 日	保 管 番 号	動 産 等 の 種 類	部 長	副 部 長	課 長	課 員	担 当 者	引 渡 年 月 日	引 渡 事 由	引 渡 先	住 (居) 所 氏 名	
					・								・				
					・								・				
					・								・				

					・								・				
					・								・				
					・								・				



第三十一号様式を次のように改める。

---

---

第31号様式(第42条関係)

債 権 差 押 通 知 書												
様										年	月	日
										福島県 地方振興局		
										福島県 徴税吏員		㊟
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり債権を差し押さえます。差押債権は下記の履行期限までに本職宛にお支払いください。この通知を受けたのち、差押債権につき債権者に対する債務の履行を禁じます。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>												
滞 納 者	住(居)所											
	氏名											
滞 納 金 額	整理番号	年度	期別	税目	納期限	督促状発付後 10日経過日	税額	延滞金	加算金	滞納 処分費		
					..		円	地方税法に よる金額	円	円		
					..							
					..							
					..							
					..							
					..							
差 押 債 権 の 表 示	債務者	住(居)所										
		氏名										
	債権の種類							債権額				
									円			
履行期限		年 月 日										
摘要												
<p>債権差押通知書を受領しました。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 時 分 職 名 氏 名</p>												

第三十三号様式及び第三十四号様式を次のように改める。

---

---

第33号様式(第42条関係)

債 権 証 書 取 上 調 書

年 月 日

福島県 地方振興局

福島県 徴税吏員



県税に係る徴収金の滞納処分に係る債権差押えのために必要があるので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第65条の規定により下記の証書を取り上げました。

滞 納 者	住 (居) 所	
	氏 名	
取 上 げ た 証 書 の 名 称 等		
債権証書取上調書謄本を受領しました。		
債権証書取上調書謄本を受領しました。		
立会人 ( ) 年 月 日		
取上処分を受けた者 ( ) 年 月 日		

## 第34号様式(第42条関係)

差 押 書 差 押 財 産 占 有 調 書											
											年 月 日
〔 滞 納 者 住所(所在地) 氏名(代表者名) 〕 様			福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 ㊟								
<p>下記の滞納県税に係る徴収金を徴収するため、下記のとおりあなたの財産を差し押さえました。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)</p> <p>また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、国税徴収法第111条に規定する公売期日等後、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>											
滞 納 金 額	整 理 番 号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	督促状発付後 10日経過日	税 額	延滞金額	加 算 金	滞 納 処 分 費	
							円	地方税法に よる金額	円	円	
処 分 理 由											
差 押 財 産 の 表 示											
	差押年月日	年 月 日									
<p>上記差押財産の占有調書謄本を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">立会人(滞納者との関係)</p>											

上記差押財産の保管を命じます。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> (保管者氏名) 様 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">                     福島県 地方振興局                      福島県 徴税吏員 <span style="float: right;">㊟</span> </div>	
上記差押財産は通知があるまで無償で保管します。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> (保管者氏名)	
上記差押財産について のため使用を許可してください。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> (申立人氏名)	上記差押財産の使用を許可 します。 しません。 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">年 月 日</div> 福島県 地方振興局 福島県 徴税吏員 <span style="float: right;">㊟</span>

- 備考 1 この書は、自動車又は建設機械の差押え及び当該財産の占有について使用すること。
- 2 この書中「下記のとおり」の次の空白部分には、次の場合に応じ、それぞれ次の文言を記入すること。
- (1) 差押のみ行う場合 差し押えます。
  - (2) 差し押え、かつ、差押財産を占有する場合 財産を差し押えるとともに、当該財産を占有します。
  - (3) さきに差し押えた財産を占有する場合 財産を差し押えましたが、この度当該財産を本職において占有します。
- 3 この書を使用する場合には、1に規定するそれぞれの場合に応じ、不要な文言又は欄を斜線等で消すこと。

第三十九号の五様式を次のように改める。

---

---

## 第39号の5様式(第42条関係)

参 加 差 押 財 産 引 受 調 書		年 月 日
		福島県 地方振興局長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
下記のとおり参加差押財産の引渡を受ける。		
滞 納 者	住 (居) 所	
氏 名		
在 性 質 及 び 所 在 財 産 の 名 称、数量、引渡を受け		
参加差押年月日	年 月 日	
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。		
立会人( )		
参加差押財産引受調書謄本を受領しました。なお、上記財産は、通知があるまで無償で保管します。		
( )		
上記参加差押財産引受調書謄本記載の差押財産の保管を命じます。		
様	福島県 地方振興局長	年 月 日 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>



第四十号の三様式を次のように改める。

---

---

## 第40号の3様式(第42条関係)

その1(滞納者用)

第 号	公 売 通 知 書				年 月 日
(滞納者)様	福島県 地方振興局長				年 月 日
<p>地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。</p> <p>なお、この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができず(なお、その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくならず)。また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができません。その期間内であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくならず)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができず(なお、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合であつても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくならず)。</p> <p>(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁判がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>					
滞 納 者	住 (居) 所	氏 名			
公売財産	名 称	数 量	性 質	所 在	賃借権又は地上権の内容
公 売 の 法	入 札 せ り 開	札 売 の 公 日 時	入札せり売	年 月 日 午 前	時 分 前
			札 売 の 公 日 時	年 月 日 午 前	時 分 前
公 売 の 場 所					

売却決定の日時及び場所		年	月	日	午	前	時											
代 金 納 付 期 限		年	月	日	午	前	時											
買受人の資格その他の要件																		
公売に係る滞納金額	整理番号	年	度	期	別	税	目	納	期	限	税	額	延	滞	金	加	算	金
								円	・	・			地方税法による金額					
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
計																		
その他の滞納金額									・	・								
									・	・								
									・	・								
計																		
滞納金額合計																		
摘																		
要																		

その2(利害関係人用)

第 号 公 売 通 知 及 び 債 権 現 在 額 申 立 催 告 書 年 月 日

(利害関係人)様

福 島 県 地 方 振 興 局 長

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第94条の規定により下記の財産を公売することとし、同法第95条の規定により公告しましたので、同法第96条の規定により通知します。この財産の売却代金から配当を受けたいときは、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに提出してください。

なお、この処分には不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合は、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞 納 者		住(居) 所	氏 名		見 積 価 額		公 売 保 証 金						
公 売 財 産	名	称	数	量	性	質	所	在	賃借権又は地上権の内容	積 価 額	公 売 保 証 金		
公 方 売 法	入 せ り 札 売 公 日 時	公 売 場 所	入札せり売	年	月	日	午 前	時	分	から	午 前	時	分
			開 札	年	月	日	午 後	時	分	から	午 前	時	分

売却決定の日時及び場所		年	月	日	午	前	時											
代 金 納 付 期 限		年	月	日	午	後	時											
買受人の資格その他の要件																		
公売に係る滞納金額	整理番号	年	度	期	別	税	目	納	期	限	税	額	延	滞	金	加	算	金
								円	・	・			地方税法による金額					
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
									・	・								
計																		
その他の滞納金額																		
計																		
滞納金額合計																		
摘																		
要																		

第四十号の四様式を次のように改める。

第40号の4様式(第42条関係)

その1(滞納者用)

第 号 委託売却による売却通知書

(滞納者) 様

年 月 日  
 福島県 地方振興局長 印

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の相場  
 で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。

なお、この処分に関する期間内であれば、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることが  
 できます(なお、その期間内であっても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限  
 後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります)。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合におい  
 て、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟  
 において福島県を代表する者は、福島県知事となります)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、当該差押財産が国税  
 徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分  
 の取消しの訴えを提起することができなくなります)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、審査請求に対する判決を  
 経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者	住(居)所	氏名	
	名称	数量	銘柄
売却財産	名称	数量	銘柄
	所在	賃借権又は地上権の内容	売却価額
売却の方法	委託売却期間	年 月 日から 年 月 日まで	

売却決定の日		年 月 日							
売却代金支払期限									
買受人の資格その他の要件									
整理番号	年度	期別	税目	納期限	税額	延滞金	加算金		
				・ ・	円	地方税法による金額			
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
計									
その他の滞納金額				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
計									
滞納金額合計									
摘 要									



その2(利害関係人用)

第 号 (利害関係人) 様 委託売却による売却通知書

年 月 日

福島県 地方振興局長

印

地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第109条第1項第2号の規定により取引所の相場のある下記の財産をその日の相場で随意契約により売却(委託売却)することとしましたので、同法第109条第4項の規定により通知します。この売却代金から配当を受けたときは、債権現在額申立書を売却決定の日の前日までに提出してください。

なお、この処分には不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができ、その期間内であっても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はこの処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として(訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。)、提起しなければなりません(なお、その期間内であっても、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後又はその判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができ、次の(2)又は(3)のいずれかに該当する場合は、当該差押財産が国税徴収法第104条の2第1項に規定する不動産等である場合の下記の代金納付期限後は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(1) 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。  
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

滞納者		住(居)所	氏名										
売却財産	名	称	数	量	銘	柄	所	在	賃借権又は地上権の内容	売却	却	価	額
売却の法		委託実施期間		年 月 日 から 年 月 日まで									

売 却 決 定 の 日		年 月 日							
売 却 代 金 支 払 期 限									
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件									
整理番号	年 度	期 別	税 目	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金		
				・ ・	円	地方税法による金額			
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
計									
そ の 他 の 滞 納 金 額									
				・ ・					
				・ ・					
				・ ・					
計									
滞 納 金 額 合 計									
摘 要									

第八十号の二様式を次のように改める。

---

---

第80号の2様式（第65条、第79条関係）

法人県民税  
法人事業税（更正・決定・加算金決定）通知書  
特別法人事業税

（表）

Table with 2 columns: 本店所在地, 法人名. Includes a space for the recipient's name (様).

年 月 日

福島県 地方振興局長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税を下記のとおり更正・決定・加算金決定しましたのでお知らせします。  
なお、不足税額及び加算金額の納期限は、（ ）と指定しましたから、納付書により最寄りの指定金融機関等にて納めてください。

Main tax calculation table with columns for 事業年度, 課税標準, 税率, 税額, 区分, 課税標準となる法人税額, 法人税割額, 均等割, 利子割, 特別法人事業税, 合計事業税額, 既に納付の確定している額, 差引過不足特別法人事業税額.

(裏)

分割基準	県民税	本県分		事業税1	本県分		国税処理年月日
		総数			総数		
	売上高	総数		事業税2	本県分		重加対応付加価値額
		軌道			総数		
過少申告加算金	通常分			×	/	100	重加対応収入金額
	加重分			×	/	100	
既に納付の確定している額							本県分重加対応税額
				差引過不足額			
不申告加算金	通常分			×	/	100	重加対応法人税
	加重分			×	/	100	
既に納付の確定している額							重加対応県民税
				差引過不足額			
重加算金	適用分			×	/	100	延滞金計算の控除期間
	既に納付の確定している額						
				差引過不足額			～

注 不足税額については、申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納めなければなりません。

- 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセント（この通知書による納期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）で計算します。
- 1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、福島県知事に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 処分の取消しの訴えは、この処分について1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は、福島県知事となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求をした日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(税  
務  
課)